# 随意契約結果(物品等))【少額随意契約を除く】

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	住之江工場排ガス分 析計修繕	産業用機器	富士電機㈱	1, 090, 800円	平成26年7月4日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
2	平野工場 1 号減湿水 循環ポンプ吐出配管 緊急修繕	産業用機器	JFEエンジニアリ ング(株)	1, 954, 800円	平成26年7月8日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号及び第5号	契約の性質または目的による 場合・緊急の必要による場合	
3	南港管路輸送施設輸 送管(北系統)緊急 修繕	産業用機器	(株)ビルド	1, 998, 000円	平成27年7月15日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号及び第5号	契約の性質または目的による 場合・緊急の必要による場合	
4	平野工場捕集灰用液 体キレート貯槽緊急 修繕	産業用機器	JFEエンジニアリ ング(株)	1, 998, 000円	平成26年7月28日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号及び第5号	契約の性質または目的による 場合・緊急の必要による場合	
5	平野工場 1 号炉投入 ホッパー水冷ジャ ケット緊急修繕	産業用機器	JFEエンジニアリ ング(株)	1, 836, 000円	平成26年8月7日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号及び第5号	契約の性質または目的による 場合・緊急の必要による場合	
6	南港管路輸送セン ター南系統分離機修 繕	産業用機器	富士車輌㈱	1, 744, 200円	平成26年9月5日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
7	予冷塔ビートノズル ほか 2 点	産業用機器	倉敷紡績(株)	1, 666, 980円	平成26年9月8日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
8								
9								

1 案件名称

住之江工場排ガス分析計修繕

2 契約相手方

富士電機 (株)

3 随意契約理由

住之江工場排ガス分析計は、有害ガスの測定を行う装置である。

今回、排ガス分析計のガス分析部が故障し、有害ガスの測定ができなくなったため、修繕を 行うものである。

住之江工場排ガス分析計は、富士電機(株)が独自の技術により設計・製作した装置である。 修繕を行うにあたっては、排ガス分析計の特質を理論的、経験的に十分把握している必要が あり、装置全体の構造及び性能並びに修繕方法に精通した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該工場の排ガス分析計を設計・製作した会社以外は、当該工場の排ガス分析計に対する技術面の対応が不可能であること、かつ修繕後の排ガス分析計の性能、作動状態等について、保証することができないため、本修繕に一貫して責任を持たせることが出来る業者は富士電機(株)だけである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部住之江工場(電話番号06-6681-0035)

#### 1 案件名称

平野工場1号減湿水循環ポンプ吐出配管緊急修繕

#### 2 契約相手方

IFEエンジニアリング (株)

#### 3 随意契約理由

本修繕は、当工場の有害ガス処理設備において、減湿水循環ポンプの吐出配管が破損、脱落し、有害ガス処理設備の運転ができなくなったため、緊急修繕を行うものである。

当工場の有害ガス処理設備はJFEエンジニアリング(株)独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、有害ガス処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の有害ガス処理設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の炉体設備・機械設備の設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者はJFEエンジニアリング(株)のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

#### 5 担当部署

環境局平野工場 (電話番号06-6707-3753)

1. 案件名称

南港管路輸送施設輸送管(北系統)緊急修繕

2. 契約の相手先

㈱ビルド

## 3. 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理を実施する必要がある。

輸送管については、長年の使用ため摩耗、腐食、変形及び地下水(雨水)の管内への侵入が発生しており、このため輸送管の閉塞がおこり、補修や閉塞除去のため長期にわたる運転停止の原因ともなっている。

そのため、現象等が確認されれば、損傷箇所や原因の推定を迅速かつ正確に把握する必要がある。

また、輸送管内の閉鎖的作業環境の中、管の内側よりの補修作業やその 際必要となる止水技術も要求され、早期にかつ安全に作業を完結させる 必要があることから、管路輸送事業を熟知した業者でなければ対応でき ない。

上記業者については、施設竣工後より、プラント製造業者と共に下請負業者として試運転や初期トラブルの対応に当たっており、後年、プラント製造業者からメンテナンスの委嘱を受け、迅速に対応できる社内体制を整備するなど、輸送管管内補修作業について、一手に担ってきているところであり、他社では対応できないところである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

5 担当部署

環境局施設部南港管路輸送センター (電話番号06-6612-4981)

#### 1 案件名称

平野工場捕集灰用液体キレート貯槽緊急修繕

#### 2 契約相手方

IFEエンジニアリング(株)

#### 3 随意契約理由

本修繕は、当工場の捕集灰無害化処理設備において、捕集灰用液体キレート貯槽が破損し、捕集灰無害化処理設備の運転ができなくなったため、緊急修繕を行うものである。

当工場の捕集灰無害化処理設備はJFEエンジニアリング(株)独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、捕集灰無害化処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の捕集灰無害化処理設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の炉体設備・機械設備の設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者はJFEエンジニアリング(株)のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

#### 5 担当部署

環境局平野工場 (電話番号06-6707-3753)

#### 1 案件名称

平野工場1号炉投入ホッパー水冷ジャケット緊急修繕

#### 2 契約相手方

JFEエンジニアリング (株)

#### 3 随意契約理由

本修繕は、当工場の投入ホッパー水冷ジャケットにおいて、ごみの摩擦による穴明きが生じ水漏れが発生し、焼却設備の良好な燃焼状態が維持できなくなったため、緊急修繕を行うものである。

当工場の投入ホッパー水冷ジャケットはJFEエンジニアリング(株)独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、投入ホッパー水冷ジャケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の投入ホッパー水冷ジャケットを設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の炉体設備・機械設備の設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者はJFEエンジニアリング(株)のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

#### 5 担当部署

環境局平野工場 (電話番号06-6707-3753)

#### 1 案件名称

南港管路輸送センター南系統分離機修繕

#### 2 契約の相手方

富士車輌 (株)

#### 3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、 支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある。

センター内に設置している分離機は、ごみ収集設備を構成する機器の一部であり、 富士車輛(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕 については、管路輸送設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わな ければならない。

施工に時間がかかると、住民のごみ投入が不可能となるため、短期間で補修を完了 しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該施設のごみ収集各設備を設計・施工した会 社以外では、本修繕に対して技術の対応が不可能であり、設備全体の性能、作動状態 等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせ ることができる業者は富士車輌(株)のみである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

環境局施設部南港管路輸送センター(電話番号06-6612-4981)

#### 1 案件名称

予冷塔ビートノズルほか2点(住之江工場)買入

#### 2 契約の相手方

倉敷紡績(株)

### 3 随意契約理由

#### (1) 製品指定理由

今回買入する予冷塔ビートノズルほか2点は、倉敷紡績(株)製の湿式有害ガス除去装置を構成する部品であって、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。したがって、本製品の詳細な寸法および関連機構との関係は、当該会社のみが知りえる情報であり、他社においては製作が不可能であるため、倉敷紡績(株)の製品を指定するものである。

#### (2) 業者選定理由

本製品は、倉敷紡績(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないことから、倉敷紡績(株)を特名するものである。

なお、直販証明書原本は環境局にある。(証明期間 平成27年3月31日まで有効)

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号06-6681-0035)